

わたしたちで農地を 守りましょう!

違反転用を発見したら農業委員会へ



農地法の
罰則

3年以下の懲役

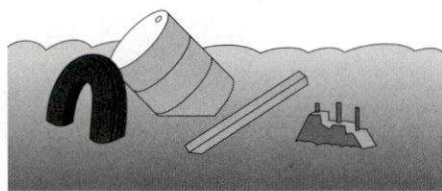
または

300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられます。

 千葉市

農地は狙われやすい。安易に土の提供を行うと…。

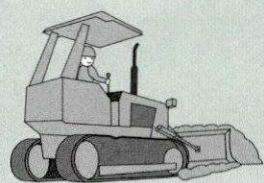


■「無料で畑を使い易くしてあげます」といわれ、結果、産廃を埋められる



■「資材置場にさせて下さい」といわれ、結果、廃棄物の山積み…

田・畑を埋立てて農地造成する場合は農地法の許可又は届出が必要です。

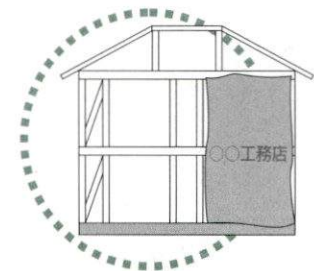


たんぼや畑に土を入れて造成

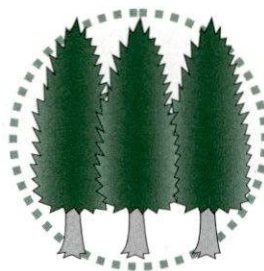


耕作しやすい農地になった

農地は無断で転用できません。
市街化区域では届出、市街化調整区域では許可が必要です。



分家住宅・店舗を建てたい



農地に植林したい



駐車場・資材置場にしたい

農地転用が許可制となっている理由は？

～農業環境の保全のため～

- 優良な農地を確保し、農業生産力を維持していく必要があります。
- 計画的な土地利用を図るため、妥当な位置で最小限の面積の農地転用であることが必要です。
- 農地造成と称して残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に農地として使えない土地になってしまうことを防ぐ必要があります。

転用の申請者は？

- 自分の農地を転用する時—農地の所有者自身です。
- 農地を買ったり、借りて転用するとき—農地を転用する人(買い主・借り主)と農地所有者(売り主・貸し主)の連署です。

農地の転用については、千葉市農業委員会にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先



農地審査班 ☎043 (245) 5767 (転用に関すること)

農地指導班 ☎043 (245) 5768 (違反転用に関すること)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 (千葉中央コミュニティセンター2階)